

議案第 67 号

東近江市遺児福祉年金条例を廃止する条例の制定について

東近江市遺児福祉年金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市遺児福祉年金条例を廃止する条例

東近江市遺児福祉年金条例（平成 17 年東近江市条例第 148 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

遺児に対する支援制度の充実により本条例に基づく事業の所期の目的は達成されており、同趣旨の制度を有する他市においても既に廃止されていることや社会情勢の変化などを勘案し、本市条例を廃止したく、本議案を提出するものである。